

京都大学医学部附属病院諸料金規程新旧対照表

改正前	改正後
<p>(前 略)</p> <p>第2条 ア } ｾ } (略) エ } オ 先進医療料 インプラント義歯（支持連結装置1組・上部構造材料1歯を含む。）1顎あたり 414,500円 ただし、支持連結装置・上部構造材料は、使用数に応じて次の額を加算するものとする。 支持連結装置 1組（1歯根）につき 89,600円 上部構造材料 1歯につき 64,100円 顎顔面補綴（腫瘍手術、外傷及び炎症その他の原因により顔面領域に生じた広範囲の実質欠損に係るものに限る。） 一級 手術を伴う治療 591,000円 二級 補綴治療（16回） 183,000円 セメント固定人口股関節再置換術におけるコンピューター支援フルオロナビゲーションを用いたセメント除去術（人口股関節のたるみに係るものに限る。） 一回につき 118,000円 超音波骨折治療法（四肢の骨折（治療のために手術中に行われるものを除く）のうち、観血的手術を実施したもの（開放骨折又は粉碎骨折に係るものを除く）に係るものに限る。） 一連につき 132,800円 先天性難聴の遺伝子診断（他の保険医療機関に対して検体の採取以外の業務を委託するもの） 一回につき 86,000円</p> <p>(後 略)</p>	<p>第2条</p> <p>(同 左)</p> <p><u>生体内吸収性高分子担体を用いた塩基性線維芽細胞増殖因子による血管新生療法 慢性閉塞性動脈硬化症又はバージャー病（いずれも従来の治療法による治療が困難なものに限る。）</u> 一回につき 114,600円</p> <p>附 則 この規程は平成22年7月9日から施行する。</p>